

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 40 回食品添加物部会

日時 : 2008 年 4 月 21 日 (月) ~ 4 月 25 日 (金)

場所 : 北京 (中国)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO/WHO 及び第 68 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認／改訂
5.	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)
	(a) GSFA に関する電子作業部会の報告
	(b) GSFA 食品分類システムの改訂原案
	(c) コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に関する全情報を編集した作業文書
6.	香料の使用のためのガイドライン
	香料の使用のためのガイドライン案 (セクション 4 及び Annex A、B を除く)
	香料の使用のためのガイドライン原案 (セクション 4 及び Annex A、B)
7.	加工助剤
	(a) 加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議資料
	(b) 加工助剤一覧：更新リスト
8.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a) コーデックス分類名及び INS (CAC/GL 36-1989) の改訂案
	(b) INS の変更／追加の提案
	(c) 食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格と INS における物質名の不整合に関する討議資料
9.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 68 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
10.	JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト
	既に優先リストに掲載されている物質に関する情報及び新たな評価要請
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 4 月 19 日 (土) に「食品添加物の一般規格 (GSFA)」に関する作業部会が開催される予定。

第 40 回食品添加物部会（CCFA）の主な検討議題

日時：2008 年 4 月 21 日（月）～25 日（金）

場所：北京（中国）

主要議題の検討内容

議題 5 食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）

(a)GSFA に関する電子作業部会の報告

前回会合において、GSFA の表 1（食品添加物別の使用基準）及び表 2（食品分類別に整理した使用基準）の使用基準値の見直しが行われたが、その続きとして、本会合では、主に、甘味料と着色料について最大使用基準値の見直し、及び、事前に情報提供が求められていた、①アナトー抽出物のビキシン/ノルビキシン別の最大使用基準値、②リコピンの技術的必要性及び最大使用基準値、及び③アルミ含有添加物の技術的必要性及び最大使用基準値、及び新たな添加物の使用とすでに採択された GSFA 中の添加物条項について検討される。

本件については、本会合に先立ち開催される作業部会の報告書に基づき検討される予定である。我が国の使用実態について情報を提供していることから、当該食品添加物の使用基準・使用実態が適切に反映されているか確認しつつ、必要に応じ更なる情報提供を行う等により、対処したい。

(b)GSFA 食品分類システムの改訂原案

第 30 回総会で新規作業として承認された GSFA 食品分類システムの改訂作業について、インドネシア主導の電子作業部会が設置された。この作業部会から提案された GSFA 食品分類システム改訂原案は、①GSFA 食品分類システムの見直し、②それに関連する GSFA 表 3 の付表の見直し、③それに関連する個別食品規格の食品添加物セクションの見直し、及び④それに関連する GSFA 添加物条項の見直しの 4 部から構成されている。

基本的には電子作業部会作成の原案を支持する方向で対処するとともに、大豆製品の分類については、我が国の大豆製品（豆乳、湯葉等）の実態を踏まえ、用語の修正等を提案するコメントを提出していることから、これに基づき適宜対処したい。

(c)コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に関する全情報を編集した作業文書（作業文書未着）

コーデックスにおける食品添加物条項を GSFA に一本化する作業を進めるうえで、個別食品規格中の全ての添加物の情報を収載した作業文書の作成を事務局に依頼することが前回会合で合意された。本会合では、この作業文書及び前回会合で米国を中心とする作業部会で作成した作業文書（CX/FA 07/39/6）に基づき GSFA への組込み作業の進め方について検討することとなっている。

情報収集に努めるとともに、作業文書を確認の上、個別食品規格の食品添加物条項を適正に GSFA へ組込めるような作業手続きとなるよう対処したい。

議題 6 香料の使用のためのガイドライン

- ・香料の使用のためのガイドライン案（セクション 4 及び付属文書 A 及び B を除く）
- ・香料の使用のためのガイドライン原案（セクション 4 及び付属文書 A 及び B）

前回会合で合意された「香料の使用に関するガイドライン原案（セクション4及び付属文書A及びBを除く）」については、第30回総会でステップ5として予備採択されたが、セクション4（生物学的活性物質）及び付属文書A及びBについては、米国主導の電子作業部会を設置して再度検討を行うことで合意され、本部会でステップ4として検討することとされている。

電子作業部会が作成した原案では、前回会合での議論を踏まえ、付属文書Aのリストに加えるための基準を示すとともに、この基準が総会で採択されるまではいかなる物質も掲載しないこと、また、付属文書Bは、その有用性と掲載する目的が不明確であるため削除することが提案されている。

各国の意見を聴取しつつ、基本的に電子作業部会作成の原案を支持する方向で対処したい。

(注)「香料の使用に関するガイドライン案」の構成

- 1) 適用範囲
- 2) 定義
- 3) 香料の使用に関する一般原則
- 4) 特定の勧告事項を有する香料物質及び天然香料複合物の成分*
- 5) 衛生
- 6) 表示
- 7) JECFA で評価された香料物質及びその規格
- 8) 天然香料製造に適した芳香性原材料リスト

付属文書A 特定の勧告を有する香料物質及び天然香料複合物の成分*

付属文書B 香料を製造するために適した芳香原料のリストの参考文献*

*電子作業部会において修正案を検討

議題7 加工助剤

(a)加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議資料

前回会合では、「加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則」の作成作業を新規作業とすることについては合意されず、インドネシア主導の電子作業部会において、討議資料の見直しを行い、新規作業の範囲を明確にした上で、再度検討することとされた。この作業部会から提出された討議資料は、①プロジェクト・ドキュメント、②加工助剤の技術的必要性、安全な使用のための一般原則、加工助剤の技術的分類等を記述した「加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則案」から構成されている。各国の意見を聴取しつつ、基本的に作業部会作成の提案を支持する方向で対処したい。

議題10 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価のための食品添加物の優先リスト

・既に優先リストに掲載されている物質に関する情報及び新たな評価要請

JECFA にリスク評価を要請する食品添加物の優先リストを作成するための回付文書（CL 2007/27-FA）に寄せられた情報を検討する。今回は、新たな要請とともに既にリストに掲載されている添加物についても情報提供が求められた。

我が国からは、ショ糖オリゴエステル（優先リスト収載済み）及びアルミニウム含有化合物（優先リスト未収載）についてコメントを提出している。ショ糖オリゴエステルについては、引き続き技術的必要性等の情報提供を行うとともに、アルミニウム含有化合物については、我が国で実施中の試験の状況について紹介することとしたい。